

平成 23 年 9 月 26 日

事業主ならびに事務担当者 各位

伊藤忠連合健康保険組合
常務理事 俵 英夫
(公印省略)

被扶養者認定取扱い一部変更のご連絡
(両親同居の場合)

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は当組合の事業運営に対しまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、被扶養者認定の取扱いにおきまして、同居する両親の場合は、父親と母親の生計を一体として認定して参りましたが、行政の指導もあり、今後は両親夫々の生計を考慮して認定するように変更いたします。

敬具

(例) 同居する両親の夫々の年収が、父親 200 万円、母親 100 万円の場合における被扶養者認定の取扱い。(60 歳以上の認定基準額 年収 180 万円未満)

変更前	認定基準額の 180 万円を超過している父親がいる場合、社会通念上、父親が母親の第一扶養義務者となりうるとして、父親同様、認定基準額未満の母親の認定も認めてこなかった。(片親だけの認定は認めていなかった)
変更後	認定基準額の 180 万円を超過している父親がいる場合であっても、被保険者の方が父親よりも年収が高く、明らかに、被保険者が母親の生計を維持する者として認められる場合は、母親だけの認定を行う。
変更日	平成 23 年 10 月 3 日以降受付開始 ただし、認定年月日は、届出が受付された日の属する月分の 1 日付。

上記についてのお問い合わせ先

当組合業務課 適用担当 TEL03(3662)9951 まで